

いいの事務所 ニュース

Be Ambitious Social Insurance Labor Consultant
Corporation

2022/07/10

VOL.122

● 任意継続被保険者制度の見直し

法改正により、令和4年1月1日以降、任意継続健康保険被保険者の資格喪失事由に「**本人希望による保険者への申出**」が追加されました。これまで、任意継続被保険者となると、本人の希望により資格喪失することはみとめられていませんでした。

しかし、改正後は、**被保険者本人の申出により、資格を喪失（脱退）**することが可能になります。メリットとして例えば、『任意継続を辞めて、家族の健康保険の被扶養者として加入し

たい場合』や『国民健康保険の保険料の方が、任意継続より安いため変更したい場合』などの本人の希望によるに資格喪失が可能になることです。

なお、注意点としましては、資格喪失日は「任意継続被保険者資格喪失申出書」を本人が、健康保険組合へ提出し、「**申出が受理された日の属する月の翌月1日**」となり、本人が資格喪失日を決めることはできません。

	資格喪失事由	資格喪失日
1	任意継続被保険者となった日から2年が経過したとき	2年間満了日の翌日
2	納付期日（毎月10日）までに保険料を納付しなかったとき	納付期限の翌日（毎月11日）
3	就職して、健康保険などの被保険者資格を取得したとき	被保険者となった日
4	後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき	75歳の誕生日、または後期高齢者医療制度の被保険者となった日
5	被保険者が死亡したとき	死亡した日の翌日
6	資格を喪失することを申し出たとき	申出が受理された日の属する月の翌月1日

（1）任意継続被保険者制度とは

任意継続被保険者制度は、健康保険の被保険者が、事業所を退職や労働時間を短縮し資格を喪失した後も、本人の選択によって、引き続き

最大2年間、喪失前に加入していた健康保険の被保険者になることができる制度です。

傷病手当金や出産手当金を除き、原則的に在職中に受けられる保険給付と同様の給付を受けることができます。

（2）加入条件

任意加入する場合の条件は以下の2点になります。

① 退職日までに、継続して2か月以上の被保険者期間があること。

② 退職日の翌日から20日以内に申請を行うこと。

なお、①に関しては、退職したときの会社で2ヵ月以上の被保険者期間がなかった場合でも、**健康保険の被保険者期間（協会けんぽおよび健康保険組合に加入していた期間）が1日も間を空けることなく、2ヵ月以上あれば、任意継続に加入することができます。**

(3) 加入時の保険料に関して

任意継続被保険者の保険料は、在職時とは異なり、被保険者が**全額負担**となります。なお、被扶養者がいる場合は、被扶養者の保険料はかかりません。

保険料の額に関しては、以下の**どちらか低い方**になります。

① 資格喪失時（退職時）の標準報酬月額

② 全被保険者の平均の標準報酬月額

令和4年4月現在、協会けんぽ東京支部の場合、②は標準報酬月額が月額30万円（健康保険

そのため、途中で新入社員として入社したけれど、2ヵ月未満で退職をした場合であっても、任意加入被保険者の対象となる場合があります。

料29,430円 介護保険料4,920円)となっており、在職中の標準報酬月額が30万円以下の方は①を、30万円以上の方は、②の標準報酬月額に基づき保険料は算出されます。

原則的に継続後の保険料は、2年間変更はありません。継続期間中に、40歳になり介護保険が徴収されたり、保険者の保険料率が変わり、標準報酬月額の上限が改定された場合は、変更となります。こちらの保険料は、毎月10日までに被保険者ご本人より納付していただく形になります。

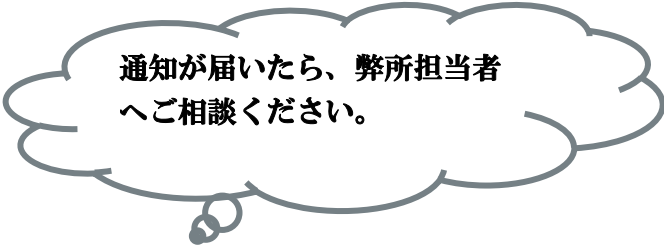
・令和4年10月～ 短時間労働者への健康保険・厚生年金保険適用拡大について →準備はできていますか？

法律改正に伴い、短時間労働者に対して、令和4年10月から社会保険の適用が拡大されます。

2022年8月までに今回法改正の対象となる、企業規模が被保険者数101人から500人までの会社あてに、日本年金機構から新たに適用拡大の対象となることを知らせる通知書類が届きます。

法改正に向けての社内準備のステップとしては、

- (1) 新たに被保険者となる短時間労働者の把握
- (2) 従業員への説明
- (3) 従業員の意向の確認
- (4) 資格取得手続き となります。



通知が届いたら、弊所担当者へご相談ください。

(1) 新たに被保険者となる短時間労働者の把握

法改正に伴う対象は、**企業規模が、常時100人を超える会社で、①1週の所定労働時間が20時間以上であること、②雇用期間が2か月を超えること、③賃金の月額が88,000円以上であること、④学生でないこと**の全てに当てはまる場合は、社会保険の加入の対象となります。現在、社会保険に加入していないパート、アルバイトで、上記の要件に該当する方を抽出します。

(2) 従業員への説明、(3) 従業員の意向の確認

新たに加える対象者へ、健康保険、厚生年金保険に加入した場合の受けられる給付の内容や、保険料について、メールやチラシ、説明会や個別面談などで、説明を行い理解して頂き、加入の意向を確認します。もし、加入をしたくない場合は、例えば週所定労働時間が20時間未満へ変更するなど、働き方を見直し、雇用契約を再度締結し直す必要がございます。

(4) 資格取得手続き

資格取得の同意を得たパートアルバイトの資格取得届を作成、提出を行います。手続きに関しては、弊所担当者へご相談ください。